

一般社団法人鬼ごっこ協会
総則

第1条 目的

本規則は、一般社団法人鬼ごっこ協会（以下「本協会」という）の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条 遵守義務

- ① 本協会に加盟または登録する団体ならびに個人は、本規則およびこれに付随する諸規則の本協会の指示、命令、指令、決定を遵守する義務を負う。
- ② 本協会に加盟または登録する団体ならびに個人は、第2条第1項に沿わない場合、地域支部には加盟することはできず、また、地域支部の所轄におけるその主催競技大会には参加することはできない。
- ③ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかならものであれ、厳格に禁止されるものとして、これに反する場合には、本規則および細則に従って懲罰の理由とされることがある。